あいさいっ子相談室 **



(子ども家庭総合支援拠点・子育て世代包括支援センター)

誰が相談できるの?

- 愛西市にお住まいの方
- ▶18歳までのお子さんとご家族 の方どなたでも相談できます

どんな相談ができるの?

- 妊娠、出産、子育てに関すること
- お子さんの発達のこと
- 親子関係、夫婦関係
- 虐待に関すること など

相談の方法は?

● 電話や来所、必要に 応じて家庭訪問 など



秘密は固く守ります。相談は無料です。

あいさいっ子相談室 **☎**(55)7131 午前8時30分~午後5時15分 ※受付は午後5時まで (月~金曜日 ※土・日曜日・祝日、年末年始は除く)



健康推進課(保健センター)

妊娠・出産・子育で・発育発達

学校教育課

不登校・いじめなど

学校•適応指導教室

不登校など

子育て支援課

子育で・発育発達・保育園・ 母子父子家庭·虐待·家庭環境

児童相談所

虐待対応

発達支援センター

発達·療育相談· 障害児者支援



保育園・認定こども園・幼稚園

保育・子育で支援



医療

相談支援事業

子育て支援センター

児童館

子育て支援

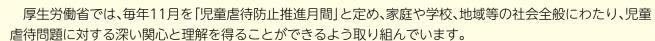
ファミリー・サポート・ センター

子育て支援

障害児者支援

11月は児童虐待防止推進月間です

~児童虐待は社会全体で解決すべき問題です~



身体的虐待: 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、家の外にしめだす

性的虐待:子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト: 乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置す る、重い病気になっても病院に連れて行かない、他の人が子どもに暴力を振るうことなどを放置 する など

心理的虐待: 言葉により脅す、無視する、きょうだい間で差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して 暴力をふるう(DV)、子どもの目の前で激しい言い争いをする など

児童虐待防止推進月間 令和5年度 最優秀作品 **「あなたしか 気づいてないかも** 虐待に関する県の相談機関 ☎189(いちはやく) ※通話料無料